

## 審 査 基 準

### I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための選定委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

### II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各選定委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた選定委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

### III 採択案件の決定方法

評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、選定委員会の決定により増減する場合がある。

### IV 評価項目

#### 1. コンセプトの有効性に関する評価

- ① 国際交流における課題を抽出し、その課題の解決策に繋がる施策の実行と検証が明記されていること。
- ② 交流する海外の博物館の選定理由が適切であること。
- ③ 外国人、日本人の双方に訴求力がある文化財等が取り上げられており、その価値がグローバルに発信される計画となっていること。
- ④ 日本文化（自然/風土/歴史/時代背景等）のプレゼンスの向上に繋がる施策が計画されていること。
- ⑤ 外国人に我が国への訪問意欲を喚起する施策が計画されていること。
- ⑥ ウィズコロナ・ポストコロナにおける持続的な国際交流モデルを構築する事業となっていること。

#### 2. 革新性・展開性に関する評価

- ① コロナ禍においても効果が期待できる手法が検討されていること。  
（例：非接触等の新たなコミュニケーション手法の活用等）
- ② 実施内容にバリエーションがあり、今後、他の館でも参考にできる展開のし易さも持ち合わせていること。
- ③ 新しい鑑賞・活用モデルの構築に資するものであること。
- ④ 参加者、他の博物館、地域社会への影響のあるモデルとなっていること。
- ⑤ 学芸員等の共同調査・研究等により、文化財等の新たな価値が創出さ

れる施策が計画されていること。

### 3. 実現性に関する評価

- ① 施策に具体性があること、また効果検証の計画や手法が適切であること。
- ② 事業期間内に遂行できる体制（実行可能性・経理執行管理など）、スケジュールが計画されていること。
- ③ 国際交流の対象とする海外連携先との連携実績があること。
- ④ 海外連携先との国際交流を通じて制作したデジタル技術やレプリカ等のコンテンツを保有していること。

### 4. 将来性・持続性に関する評価

- ① 学芸員の資質向上に資する計画であること。
- ② 将来性、持続可能性のある国際交流のビジョン及び具体的な計画が構想されていること。
- ③ 中期的にみて、収益力の強化に繋がる計画になっていること。
- ④ 効果検証にあたり、適切な指標（KPI）の検討、設定がなされていること。

### 5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

### 6. その他

- ① 事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。
- ② 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。提案内容に対して、コスト削減の努力など、経費の妥当性が示されていること。

## V 評価基準

1. 評価項目の「1. コンセプトの有効性に関する評価」、「2. 革新性・展開性に関する評価」、「3. 実現性に関する評価」、「4. 将来性・持続性に関する評価」及び「6. その他」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点      優れている＝4点      普通＝3点

やや劣っている＝2点　劣っている＝1点

2. 評価項目の「5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
- ・認定段階3＝4点
- ・プラチナえるぼし認定＝6点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点
- ・トライくるみん認定＝3点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点
- ・プラチナくるみん認定＝6点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝4点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点